



宮 崎 県 公 報

平成25年6月17日（月曜日） 第 2497 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	公 告
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（人事課） 1		の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域……………（港湾課） 2
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則……………（行政経営課） 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出（5件）…（商工政策課） 2
告 示		○土地改良区の役員の就退任の届出（4件）…（農村整備課） 7
○道路の供用の開始……………（道路保全課） 2		○入札公告……………10
○臨港地区の指定……………（港湾課） 2		人事委員会告示
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場		○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示……………11
		公安委員会規則
		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………13
		公安委員会告示
		○特別遊泳場の指定……………13

規 則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成25年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第27号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年宮崎県条例第5号）附則第2号に掲げる規定の施行期日は、平成25年7月1日とする。

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第28号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則（平成22年宮崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（県の行政運営と密接に関連を有する法人） 第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 （1）～（3） [略] （4） 財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター （5） 財団法人宮崎県腎臓バンク （6） 財団法人宮崎県健康づくり協会 （7） 財団法人宮崎県環境整備公社	（県の行政運営と密接に関連を有する法人） 第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 （1）～（3） [略] （4） <u>公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター</u> （5） <u>公益財団法人宮崎県移植推進財団</u> （6） <u>公益財団法人宮崎県健康づくり協会</u> （7） <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社</u>

- (8)・(9) [略]
- (10) 財団法人宮崎県産業支援財団
- (11) 財団法人宮崎県機械技術振興協会
- (12)～(14) [略]
- (15) 社団法人宮崎県家畜改良事業団
- (16) 社団法人宮崎県畜産公社
- (17) 財団法人宮崎県内水面振興センター
- (18) 財団法人宮崎県水産振興協会
- (19)～(24) [略]

- (8)・(9) [略]
- (10) 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- (11) 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- (12)～(14) [略]
- (15) 一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
- (16) 一般社団法人宮崎県酪農公社
- (17) 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- (18) 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- (19)～(24) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 376号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月17日から平成25年 7 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市松山 町1246番 4 地先から同 市同町1250 番17地先ま で	平成25年 6 月17日

宮崎県告示第 377号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により、平成24年宮崎県告示第82号で告示した臨港地区の指定を次のとおり変更したので、同条第 8 項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 6 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 臨港地区の区域

延岡市北浦町市振上直海及び下直海の各一部並びに上直海及び下直海の地先公有水面の一部、古江宇和路、古江浜及び鶴山の各一部並びに宇和路、古江浜及び鶴山の地先公有水面の一部並びに古江阿蘇東谷及び阿蘇西谷の各一部並びに阿蘇東谷及び阿蘇西谷の地先公有水面の一部

2 臨港地区の区域の縦覧場所

宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所

宮崎県告示第 378号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、平成25年宮崎県告示第 190号は、廃止する。

平成25年 6 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 6 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ宮崎駅東店
宮崎市宮崎駅東三丁目 1 番地 9 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子
宮崎市宮崎駅東二丁目 6 番地 6
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 宮崎市大和町 9 番 2 外
(変更後) 宮崎市宮崎駅東三丁目 1 番地 9 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 宮崎市大和町26番地
(変更後) 宮崎市宮崎駅東二丁目 6 番地 6
- 4 変更の年月日
平成16年10月30日 大規模小売店舗を設置する者の住所
平成17年 3 月31日 大規模小売店舗の所在地
- 5 変更した理由
建物設置者の住所及び店舗の所在地の変更のため
- 6 届出年月日
平成25年 6 月 6 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール都城駅前

都城市栄町4672番地 外34筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイエー 代表取締役 西見徹

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

株式会社良品計画 代表取締役 金井政明

東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一

宮崎市港東一丁目7番1号

株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・トーマ

東京都大田区平和島六丁目1番1号

株式会社パルバージョン 代表取締役 井上治

宮崎市恒久6137-57

株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年

東京都葛飾区新小岩一丁目48番地14号

株式会社トナミ 代表取締役 湊道男

都城市千町4871番地8

株式会社ツツミ 代表取締役 堤征二

埼玉県蕨市中央四丁目24番26号

株式会社ツルヤ靴店 代表取締役 服部博幸

愛知県名古屋千種区今池三丁目4番10号

合資会社田中書店 代表社員 田中義久

都城市中原町19街区3号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

ベツシティ株式会社 代表取締役 豆籾亮二

東京都中央区新川二丁目24番2号

株式会社プラスハート 代表取締役 松尾正司

大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号

愛眼株式会社 代表取締役 佐々栄治

大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号

株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号

株式会社アイジュー 代表取締役 五十嵐義和

福井県越前市矢放町十三丁目8番9号

株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行

鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号

株式会社谷呉服店 代表取締役 谷重臣

福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号

株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏

宮崎市霧島五丁目16番地4

株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘

佐賀県佐賀市唐人一丁目5番44号

株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ

福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号

株式会社谷弥 代表取締役 谷弥壽彦

福岡県直方市神正町3番32号

株式会社イタリアントマト 代表取締役 遠藤勝利

東京都港区赤坂九丁目6番24号

株式会社麦の穂 代表取締役 田中慎一

大阪府大阪市北区西天満三丁目13番20号

株式会社夢や 代表取締役 安東恵美子

香川県高松市朝日新町17番20号

株式会社プラザクリエイティブイメージング 代表取締役

大島康広

東京都千代田区九段南四丁目7番13号

株式会社ビューティプランニング 代表取締役 堀

内勇作

都城市都北町5515番地1

有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子

都城市中町13街区1号

有限会社花久 代表取締役 久富木多華子

都城市牟田町5-5

株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史

都城市上町14街区2号

キンバレー株式会社 代表取締役 丸山雅史

東京都新宿区住吉町8番12号

有限会社フレンドシップパートナーズ 代表取締役

兼光善明

大分県別府市青山町8番5号

株式会社コックス 代表取締役 小柳津進

東京都江東区新大橋一丁目8番11号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
代表取締役 菊地敬一

愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1
地球文化屋株式会社 代表取締役 秋田泰史

福岡県福岡市東区多の津二丁目6番4号
株式会社サンライズトレーディング 代表取締役
小池賢二

宮崎市大塚台西三丁目29番11号
株式会社ハイブリット販売 代表取締役 鍋田陽二

福岡県宗像市東郷一丁目9番20号
株式会社ソノヤ 代表取締役 山下利明

大分県中津市新博多町1723番地の1
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二

東京都新宿区新宿一丁目19番10号
株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝

東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博

茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
島村楽器株式会社 代表取締役 島村元紹

東京都江戸川区平井六丁目37番3号
株式会社ベスト電器 代表取締役 濱田孝

福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号
小島弘 (ベンガル)

都城市大岩田町5594番地4
株式会社チョダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社アートヴィレッチ 代表取締役 鈴木安喜雄

東京都墨田区石原四丁目15番4号
株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗

島根県松江市玉湯町玉造 325番地
福重勝久 (ゴンゼレス)

鹿児島県霧島市国分福島一丁目26番23号
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭

大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号
株式会社鈴丹 代表取締役 小林史生

愛知県名古屋市昭和区広路通二丁目5番地
株式会社マルシェ 代表取締役 玉虫俊夫

東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番8号
株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役
小野行由

兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目4番14号
クレアーズ日本株式会社 代表取締役 三宅香

東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号
株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二

福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号
株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎

東京都品川区大崎一丁目6番1号
南榮観光株式会社 代表取締役 石神憲一

都城市栄町18号5番
(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社良品計画 代表取締役 金井政明

東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一

宮崎市港東一丁目7番1号
株式会社バレモ 代表取締役 小田保則

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役 土居健人

東京都大田区平和島六丁目1番1号
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治

宮崎市恒久6137-57
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史

東京都葛飾区新小岩一丁目48番地14号
株式会社トナミ 代表取締役 湊道男

都城市千町4871番地8
株式会社ツツミ 代表取締役 堤征二

埼玉県蕨市中央四丁目24番26号
株式会社ジーフット 代表取締役 松井博史

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目4番10号
田中書店株式会社 代表取締役 田中義久

都城市中原町19街区3号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
イオンペット株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

東京都中央区新川二丁目24番2号
株式会社プラスハート 代表取締役 松尾正司

大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号
愛眼株式会社 代表取締役 下條三千夫

大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号
株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生

福岡県福岡市中央区大宮一丁目2番9号
株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐義和

福井県越前市矢放町十三丁目8番9号
株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役 横田光夫

静岡県浜松市中区西丘町 276番地の5
株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行

鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号
株式会社谷呉服店 代表取締役 谷もと子

福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏

宮崎市霧島五丁目16番地4
株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘

佐賀県佐賀市唐人一丁目5番44号
株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人

福岡県福岡市中央区今泉1-16-20ヒュセツビル
株式会社谷弥 代表取締役 谷弥壽彦

福岡県直方市神正町3番32号
株式会社イタリアントマト 代表取締役 遠藤勝利

東京都港区赤坂九丁目6番24号
株式会社麦の穂 代表取締役 今泉智幸
大阪府大阪市北区西天満三丁目13番20号
株式会社夢や 代表取締役 安東恵美子
香川県高松市朝日新町17番20号
株式会社ブラザクリエイトイメージング 代表取締役 大島康広
東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社ビューティプランニング 代表取締役 堀内勇作
都城市都北町5515番地1
有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子
都城市中町13街区1号
有限会社花久 代表取締役 久富木多華子
都城市牟田町5-5
株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史
都城市上町14街区2号
キンバレー株式会社 代表取締役 岩坪謙吉
東京都新宿区住吉町8番12号
有限会社フレンドシップパートナーズ 代表取締役 兼光善明
大分県別府市青山町8番5号
株式会社コックス 代表取締役 吉竹英典
東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典
愛知県名古屋市中区東区上社一丁目901番地
地球文化屋株式会社 代表取締役 秋田泰史
福岡県福岡市東区多の津二丁目6番4号
株式会社サンライズトレーディング 代表取締役 小池賢二
宮崎市大塚台西三丁目29番11号
株式会社ハイブリット販売 代表取締役 鍋田陽二
福岡県宗像市東郷一丁目9番20号
株式会社クローズアップ・ソノヤ 代表取締役 森崎郁夫
大分県中津市新博多町1723番地の1
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二
東京都杉並区西荻北2-28-7
株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝
東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
島村楽器株式会社 代表取締役 廣瀬利明
東京都江戸川区平井六丁目37番3号
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司
福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号
小島弘(ベンガル)
都城市大岩田町5594番地4
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司
東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社アートヴィレッジ 代表取締役 赤池輝子
東京都墨田区石原四丁目15番4号

株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗
島根県松江市玉湯町玉造 325番地
福重勝久(ゴンゼルス)
鹿児島県霧島市国分福島一丁目26番23号
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭
大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号
株式会社パレモ 代表取締役 小田保則
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社マルシェ 代表取締役 石井仁
東京都江東区大島四丁目6番1号ダイエー大島店5階
株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役 小野行由
兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号
クレーズ日本株式会社 代表取締役 山口義貴
東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号
株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作
福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号
株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎
東京都品川区大崎一丁目11番1号
南榮観光株式会社 代表取締役 石神憲一
都城市栄町18号5番
株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号
株式会社三愛 代表取締役 村上清治
東京都渋谷区代々木四丁目33番10号トーションビル4階
株式会社チチカカ 代表取締役 木南仁志
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番3号新横浜第1竹生ビル4F
株式会社べべ 代表取締役 岡本吉史
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号
株式会社レナウン 代表取締役 北畑稔
東京都品川区西五反田八丁目8番20号
株式会社キング 代表取締役 山田幸雄
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
株式会社クボ 代表取締役 久保光史
福岡県福岡市中央区天神2丁目9-113
有限会社ライフ 代表取締役 末松輝章
大分県宇佐市大字南宇佐2167の6

- 4 変更の年月日
平成25年5月22日ほか
- 5 変更した理由
小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成25年6月4日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ宮崎駅東店

宮崎市宮崎駅東三丁目1番地9 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子

宮崎市宮崎駅東二丁目6番地6

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南側 119台

(変更後) 建物南側 123台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 建物敷地南側及び西側 3箇所

(変更後) 建物敷地南側、西側、ナフコ専用駐車場東側及び北東側 5箇所

4 変更する年月日

平成25年6月4日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

平成25年6月3日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール都城駅前

都城市栄町4672番地 外34筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南側（駐車場No.1） 570台

建物敷地南側（駐車場No.2） 95台

建物3階部（駐車場No.3） 402台

建物R階部（駐車場No.4） 583台

合計 1,650台

(変更後) 建物南側（駐車場No.1） 474台

建物敷地南側（駐車場No.2） 191台

建物3階部（駐車場No.3） 402台

建物R階部（駐車場No.4） 583台

合計 1,650台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南側（駐輪場No.1） 75台

建物南側（駐輪場No.2） 10台

建物南側（駐輪場No.3） 10台

建物南側（駐輪場No.4） 60台

合計 155台

(変更後) 建物南側（駐輪場No.1） 30台

建物南側（駐輪場No.2） 29台

建物南側（駐輪場No.3） 33台

建物南側（駐輪場No.4） 26台

建物南側（駐輪場No.5） 20台

建物南側（駐輪場No.6） 20台

合計 158台

4 変更する年月日

平成26年2月5日

- 5 変更する理由
営業施策のため
- 6 届出年月日
平成25年6月4日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年6月17日から平成25年10月17日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成25年6月17日から平成25年10月17日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
平成25年6月17日
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ宮崎店
宮崎市宮崎駅東三丁目9番地8 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子
宮崎市宮崎駅東二丁目6番地6
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時から午後8時30分まで
(変更後) 午前7時から午後10時まで
② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 駐車場敷地北側及び東側 2箇所
(変更後) 駐車場敷地北側及び東側並びにマックスバリュ専用駐車場南側及び西側 5箇所
- 4 変更する年月日
平成25年6月4日
- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,010㎡
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
① 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南側 79台
② 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側（駐輪場No.1） 13台
駐車場敷地北東側（駐輪場No.2） 17台
駐輪場敷地南東側（駐輪場No.3） 122台
合計 152台
③ 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 26.25㎡
④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南西側（廃棄物等保管施設No.1） 10.34㎡
建物東側（廃棄物等保管施設No.2） 6.62㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻：午前7時30分 閉店時刻：午後8時
② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成25年6月3日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	立野久二	小林市南西方6646番地
理事	坂本秀和	小林市南西方5712番地

理 事	福 元 善 頭	小林市南西方5764番地 3
理 事	徳 丸 五 月 男	小林市南西方6395番地 7
理 事	下 沖 新 一	小林市南西方6293番地 9
理 事	温 水 勝 則	小林市南西方6319番地 3
理 事	松 島 貞 雄	小林市南西方6465番地 3
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	鬼 下 真 作	小林市南西方6461番地 4
監 事	貴 嶋 洋 一	小林市南西方6335番地 2

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	立 野 久 二	小林市南西方6646番地
理 事	宇 都 一 利	小林市南西方6451番地 4
理 事	高 城 正 一	小林市南西方6418番地
理 事	徳 丸 周 英	小林市南西方6396番地 2
理 事	神 田 武 二	小林市南西方6332番地 2
理 事	立 野 良 一	小林市南西方6639番地
理 事	鬼 下 真 作	小林市南西方6461番地 4
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	徳 丸 康 雄	小林市南西方6495番地 1
監 事	貴 嶋 洋 一	小林市南西方6335番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 和 巳	小林市細野4659番地 2

理 事	谷 山 義 雄	小林市細野4680番地 2
理 事	高 辺 芳 子	小林市細野3151番地
理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地 3
理 事	内 永 信 一 郎	小林市細野4070番地
理 事	内 永 悟	小林市細野4445番地の 1
理 事	森 永 健 郎	小林市細野2619番地の 4
監 事	倉 田 富 夫	小林市細野4637番地 4
監 事	瀬戸山 博 好	小林市細野4000番地

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 原 国 行	高原町大字広原4981番地 7
理 事	山 浦 政 治	小林市細野4554番地の 1
理 事	芹 田 直 茂	小林市細野4717番地 2
理 事	田 代 正 八	小林市細野4467番地
理 事	本 市 利 男	小林市細野2854番地
理 事	内 永 信 一 郎	小林市細野4070番地
理 事	大牟田 俊 子	小林市細野4007番地
理 事	内 村 利 雄	小林市細野3028番地 108
理 事	松 元 俊 一	小林市細野5074番地の 3
理 事	松 田 喜 久 男	小林市細野2384番地
理 事	前 満 泰 二	小林市細野2622番地 6
監 事	谷 山 巳 知 雄	小林市細野4561番地口の 1
監 事	瀬戸山 博 好	小林市細野4000番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	春 吉 明	国富町大字田尻 522番地
理 事	河 野 賢 一	国富町大字嵐田2320番地 2
理 事	兒 玉 敏 美	国富町大字田尻 529番地
理 事	宇留島 兼 光	国富町大字森永2466番地 1
理 事	福 永 貞 治	綾町大字入野2823番地
理 事	川 越 文 男	国富町大字田尻 613番地 1
理 事	稲 沢 忠 次	国富町大字森永1610番地 1
理 事	柚木崎 了	国富町大字竹田 203番地 4
理 事	田 中 敏 永	国富町大字向高 691番地 3
理 事	湯 地 由 郎	国富町大字嵐田1900番地
監 事	内 村 守	国富町大字田尻1818番地
監 事	日 高 一 聡	国富町大字嵐田 817番地 1
監 事	落 合 明	国富町大字森永1183番地

（任期：平成28年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小 牧 隆 明	国富町大字田尻 502番地
副理事長	青 野 恵	国富町大字向高1444番地 1
会計担当 理 事	河 野 賢 一	国富町大字嵐田2320番地 2
理 事	藤 元 学	国富町大字向高 636番地
理 事	横 山 昭七郎	国富町大字竹田1666番地 1
理 事	宇留島 兼 光	国富町大字森永2466番地 1
理 事	横 山 厚 夫	国富町大字嵐田1595番地 4
理 事	小 森 洋	国富町大字田尻1676番地 2
理 事	福 田 忠 男	綾町大字入野2874番地13
監 事	湯 地 由 郎	国富町大字嵐田1900番地
監 事	稲 沢 忠 次	国富町大字森永1610番地 1

（任期：平成27年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	井土川 幸 男	国富町大字木脇1048番地
副理事長	佐土原 彪	国富町大字木脇1189番地
副理事長	井 上 雅 之	国富町大字木脇4975番地
会計担当 理 事	宮 川 久 幸	国富町大字木脇2792番地 1
理 事	高 野 尚 晃	国富町大字木脇1583番地 3
理 事	重 山 武 典	国富町大字木脇1070番地
理 事	中 嶋 孝	国富町大字木脇2760番地
理 事	榎 木 清 人	国富町大字木脇1242番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	三 隅 重 信	国富町大字木脇1261番地 1
理 事	斉 藤 勇 一	国富町大字木脇2994番地 2
理 事	長 友 和 雄	国富町大字木脇3586番地
理 事	中本富 治 宣	国富町大字木脇2725番地
理 事	富 岡 純 利	国富町大字木脇1050番地
理 事	黒 木 重 昭	国富町大字木脇1072番地 2
理 事	高 野 泰 幸	国富町大字木脇1730番地
理 事	田 中 敏 夫	国富町大字木脇1951番地 2
監 事	渡 辺 英 人	国富町大字木脇3044番地
監 事	兒 玉 忠 敏	国富町大字木脇1219番地 5

監 事	黒 木 重 之	国富町大字木脇1090番地
監 事	宮 田 孝 夫	国富町大字木脇1911番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 トナーカートリッジほか22品目
- (2) 納入期限 平成25年9月30日（月）
- (3) 納入場所 指定場所
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成25年7月29日午後5時までに下記10の場所に提出（郵送での提出可。ただし、平成25年7月29日午後5時必着とする。）しなければならない

。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加届（参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出しなければならない。）
- (2) 納入物品一覧表（仕様書で示す参考商品以外の商品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、平成25年7月29日午後5時までに事前承認を受けなければならない。）
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成25年6月17日から平成25年7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成25年6月17日から平成25年7月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室
 - (2) 日時 平成25年8月1日（木）午後1時30分
- 7 入札保証金
入札保証金については、免除する。
- 8 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部署
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:A Toner Cartridge and the other twenty-two items.
 - (2) Time limit for tender 1:00 p.m. 1 Aug, 2013.
 - (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110.

人事委員会告示

有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年6月17日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会告示第1号

有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
原 因	承 認 の 基 準	原 因	承 認 の 基 準
[略]		[略]	
5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）による交通の制限又はしゃ断	その都度必要と認める日又は時間	5 削除	
6 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	[略]	6 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	[略]
7 風水震災火災その他の非常災害による交通しゃ断又は交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	[略]	7 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	[略]
8 所属所の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部の停止	[略]	8 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	[略]
[略]		[略]	
10 職員の分べん	その分べんの予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から分べんの日後8週間目に当た	10 職員の出産	その出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日

	る日までの期間内において必要と認める期間		までの期間内において必要と認める期間
10の2 職員の配偶者の出産	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	10の2 職員の配偶者の出産	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
〔略〕		〔略〕	
14の2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	14の2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
15 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	15 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
15の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第8条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	15の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第8条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
〔略〕		〔略〕	
18 妊娠中（分べんの予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）を除く。）の女子職員が、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	18 妊娠中（出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）を除く。）の女子職員が、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分

<p>[略]</p> <p>21 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>21 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>[略]</p>
--	--

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月17日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成23年内閣府告示第12号）別表に規定する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10)～(12) [略]</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10)～(12) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第73号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のと

おり特別遊泳場を指定する。

平成25年6月17日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

海水浴場等の 名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島2丁目669番地の1の先	平成25年6月29日から 同 年9月1日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707番地の先	平成25年6月29日から 同 年9月1日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	平成25年7月7日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津大堂津海浜	平成25年7月6日から 同 年8月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙4178番地1先海岸	平成25年6月30日から 同 年8月31日まで